

変更・廃止・休止・再開・加算における必要な添付書類一覧（訪問介護）

※下記一覧はあくまで参考であり、条件によって追加の書類が必要となる場合もあります

△印は、変更がある場合にのみ必要となる書類

●印は、加算をとる場合に必要となる書類（加算がとれなくなる場合は不要）

テ ク ニ ク ↓	提出書類	事業所に関する変更 運営規程											加算						休止	再開	廃止									
		法人に関する変更	法人の名称・所在地・代表者	法人の電話番号・FAX番号	事業所の電話番号・FAX番号	事業所の所在区域等又は施設の建物の構造・管理者に関する変更	サービス提供責任者に関する変更	事業所の名称	事業所の所在地	営業日・営業時間	訪問介護員の変更	利用料	通常の実施地域	通院等乗降介助	高齢者虐待防止措置実施	業務統計圖策定	特定事業所加算Ⅰ	特定事業所加算Ⅱ	特定事業所加算Ⅲ	特定事業所加算Ⅳ	特定事業所加算Ⅴ	同一建物減算	中山間地域の小規模事業所	口腔道強化加算	認知症専門ケア加算	介護職員等処遇改善加算				
	変更届出書（様式第1号（5））	○ 注11	○	○	○	○ 注11	○	○	○ 注12	○	○ 注1	○	○	○													△			
	法人の登記事項証明書の写し	○																												
	事業所一覧（参考様式10）	○ 注2	○ 注2																											
	運営規程の新旧対照表（参考様式11）							○	○	○	○ 注1	○	○	○													△			
	運営規程							○	○	○	○ 注1	○	○	○													△			
	「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」 (標準様式1)【変更日から4週間分】 ※他の事業所に兼務の場合は、「兼務先及び兼務する職種の内容」の欄に「兼務先、職務の内容、退職日」を記載					○ 注3 注4	○ 注3 注4			○	○ 注1			●												○				
	経歴書（参考様式1）						○																							
	関係法令を遵守する旨の誓約書（参考様式5）					○ 注4	○ 注4																							
	説明、雇用契約書、労働条件通知書又は給与台帳の写し等の雇用関係がわかるもの					○ 注4	○ 注4																							
	資格証明書（厚）（被服等により性が異なる場合は、戸籍抄本等の確認ができる書類を添付）【合格証書は不可】					○ 注4			○ 注1								●	●												
	・事業所平面図（専用区画変更の場合は変更前も添付） ・生たる場所の写真					○			○																					
	介護給付費算定に係る届出書（別紙2）														○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	介護給付費算定に係る一覧表（別紙1-1） ※変更部分にのみ「あり」「なし」を記載すること													○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	定期巡回・臨時対応サービスに関する状況に係る届出書（別紙8）														●															
	特定事業所加算（I）～（IV）に係る届出書（別紙9）															●	●	●	●											
	特定事業所加算（V）に係る届出書（別紙9-2）																			●										
	特定事業所加算1・2（人材要件）（別添1）															●	● 注5													
	特定事業所加算3・4（人材要件）（別添1-2）																	● 注5-1	● 注5-1											
	特定事業所加算（重度対応要件）（別紙9-3）																													
	実務経験証明書（参考様式16）																● 注6	● 注6	● 注5-1	● 注5-1	● 注5-1	●								
	訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書（別紙10）																													
	中山間地域の小規模事業所（規模）（別添13）																													
	口腔道強化加算に関する届出書（別紙11）																													
	・中部運輸局の許可書の写し、運賃表 ・車検証の写し、青ナンバーがついた車の写真																● 注7													
	【NPOによる79条登録の場合は以下の場合】 ・中部運輸局の登録証の写し、運賃表 ・車検証の写し、車の写真（主に使用する1台のみ） ・運転者名簿、名簿記載者のヘルパー資格の写し ・車一覧表																													
	認知症専門ケア加算に係る届出（別紙12）																												●	
	休止届出書（様式第1号（7））																													
	・事業再開に向けての取組状況を記載した書類（任意様式） ・利用者の引継ぎ状況が分かる書類（任意様式） ・休止および廃止における誓約書（参考様式13） ・職員の募集広告等																													
	再開届出書（様式第1号（6））																													
	廃止届出書（様式第1号（7））																													
	・利用者の引継ぎ状況が分かる書類（任意様式） ・休止および廃止における誓約書（参考様式13） ・指定（更新）通知書の原本																													
	・介護職員等処遇改善加算実績報告書の提出に関する誓約書（参考様式14）																													
	注1) 人員変更是特例措置があります。詳しくは、介護保険指導第一グループHP又は事業者講習会資料を参照してください。																													
	注2) 同一法人に複数の事業所がある場合は、事業所一覧を添付し、高齢福祉課及び福祉相談センターのうち、関係する全機関に届出してください。																													
	注3) 運営規程に兼務関係の記載がある場合、兼務関係があるときは、運営規程の当該部分を変更する必要があります。																													
	注4) 住所及び氏名（喫煙等による）の変更の場合は、添付する必要はありません。																													
	注5) 適合する基準に応じ、人材要件（別添1）又は実務経験証明書（参考様式16）のいずれか一方を添付してください。																													
	注5-1) 適合する基準に応じ、人材要件（別添1-2）又は実務経験証明書（参考様式16）のいずれか一方を添付してください。																													
	注6) サービス提供責任者の実務経験について、他の法人での実務経験を含む場合は、他の法人が作成した実務経験証明書（参考様式16）も添付してください。																													
	注7) 車の写真については、ナンバープレート及び左右のドアに貼付したステッカーを判別することができる写真を添付してください。																													
	注8) 休止届は、やむをえず人員基準等を満さなくなってしまったが、法人として事業継続の意思がある場合に行なう届出（最長6か月）であり、状況によっては、休止届に該当しない場合もありますので十分検討してください。																													
	注9) 介護職員等処遇改善加算を算定している場合に提出してください。																													
	注10) 介護保険指導第一グループのHP、「変更及び加算の届出について」の該当箇所をご覗ください。																													
	注11) 法人の代表者又は管理者を変更する場合は「3度以上の内容」に法人代表者又は管理者の氏名（おりがな記載）、生年月日、郵便番号、住所を必ず記載してください。																													
	注12) 市都を超える移転の場合は面図相談の上、変更日の前々月末日までに変更届を提出してください。なお場合によって追加資料を求めることがあります。																													
	注13) 同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供（50人以上）の場合は添付不要。）																													
	※届出書の控え（コピー）は必ず事業所で保管してください																													

注10) ○
注8) ○
注9) ○
注11) ○
注12) ○
注13) ○

注10) ○
注8) ○
注9) ○
注11) ○
注12) ○
注13) ○

変更・廃止・休止・再開・加算における必要な添付書類一覧（訪問入浴・介護予防訪問入浴）

※下記一覧はあくまで参考であり、条件によって追加の書類が必要となる場合もあります

△印は、変更がある場合にのみ必要となる書類

●印は、加算をとる場合に必要となる書類（加算がとれなくなる場合は不要）

チェック ↓	提出書類	法人に関する変更		事業所に関する変更								加算				休止	再開	廃止						
		法人の名称・所在地・代表者	法人の電話番号・FAX番号	事業所の電話番号・FAX番号	専事業所又は施設の建物の構造・協力医療機関	管理者に関する変更	事業所の名称	事業所の所在地	営業日・営業時間	従業員の変更	利用料	通常の実施地域	施設高齢者虐待防止措置実	業務継続計画策定	中山間地域の小規模事業所	認知症専門ケア加算	サービス提供体制強化加算	看取り連携体制加算	介護職員等処遇改善加算	休止	休止から再開	事業の廃止		
変更があった事項																								
		○注8	○	○	○	○	○注8	○	○注9	○	○注1	○	○							△				
	法人の登記事項証明書の写し	○																						
	事業所一覧（参考様式10）	○注2	○注2																					
	運営規程の新旧対照表（参考様式11）							○	○	○	○注1	○	○							△				
	運営規程							○	○	○	○注1	○	○							△				
	「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」 （標準様式1）【変更日から4週間分】 ※他の事業所に兼務の場合は、「兼務先及び兼務する職種の内容」の欄に「兼務先、職務の内容、週時間」を記載						○注3 注4			○	○注1										○			
	関係法令を遵守する旨の誓約書（参考様式5）						○注4																	
	辞令、雇用契約書、労働条件通知書又は給与台帳の写し等の雇用関係がわかるもの						○注4																	
	資格証明書（写）（婚姻等により姓が異なる場合は、戸籍抄本等の確認ができる書類を添付）【合格証書は不可】									○	○注1									●				
	・事業所の平面図（専用区画変更の場合は変更前も添付） ・主たる場所の写真					○			○															
	協定書・連携契約書（診療科目が分かるものを添付）					○																		
	介護給付費算定に係る届出書（別紙2）												○	○	○	○	○	○	○	○				
	介護給付費算定に係る一覧表（別紙1-1、別紙1-2） ※変更部分にのみ「あり」「なし」を記載すること												○	○	○	○	○	○	○	○				
	サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙14）																			●				
	サービス提供体制強化加算計算書（別添3-1又は3-2）																			●				
	看取り連携体制加算に係る届出書（別紙13）																			●				
	中山間地域の小規模事業所（規模）（別添13）																			●				
	認知症専門ケア加算に係る届出（別紙12）																			●				
	休止届出書（様式第1号（7））																			○注5				
	・事業再開に向けての取組状況を記載した書類（任意様式） ・利用者の引継状況が分かる書類（任意様式） ・休止および廃止における誓約書（参考様式13） ・職員の募集広告等																			○注5				
	再開届出書（様式第1号（6））																			○				
	廃止届出書（様式第1号（7））																			○				
	・利用者の引継状況が分かる書類（任意様式） ・休止および廃止における誓約書（参考様式13） ・指定（更新）通知書の原本																			○				
	・介護職員等処遇改善加算実績報告書の提出に関する誓約書（参考様式14）																			○注6			○注6	

注1) 人員変更是特例措置があります。詳しくは、介護保険指導第一グループHP又は事業者講習会資料を参照してください。

注2) 同一法人に複数の事業所がある場合は、事業所一覧を添付し、高齢福祉課及び2福祉相談センターのうち、関係する全機関に届出ください。

注3) 運営規程に兼務関係の記載がある場合、兼務関係に変更があったときは、運営規程の当該部分を変更する必要があります。

注4) 住所及び氏名（婚姻等による）の変更の場合は、添付する必要はありません。

注5) 休止届は、やむをえず人員基準等を満さなくなってしまったが、法人として事業継続の意思がある場合に行なう届出（最長6か月）であり、状況によっては、休止届に該当しない場合もありますので十分検討してください。

注6) 介護職員等処遇改善加算を算定している場合に提出してください。

注7) 介護保険指導第一グループのHP、「変更及び加算の届出について」の該当箇所をご覗ください。

注8) 法人の代表者又は管理者を変更する場合は「3変更の内容」に法人代表者又は管理者の氏名（ふりがな記載）、生年月日、郵便番号、住所を必ず記載してください。

注9) 市郡を超える移転の場合は面面相談の上、変更日の前々月末日までに変更届を提出してください。なお場合によって追加資料を求めることがあります。

注10) 別添3の作成にあたっては、根拠資料（介護職員の氏名・資格取得日・入職日等の一覧、資格証等）を作成・保管してください。この根拠資料は添付不要ですが、県からの求めがあった場合には、速やかに提出してください。

*届出書の控え（コピー）は必ず事業所で保管してください

変更・廃止・休止・再開・加算における必要な添付書類一覧（訪問看護・介護予防訪問看護）

※下記一覧はあくまで参考であり、条件によって追加の書類が必要となる場合もあります

△印は、変更がある場合にのみ必要となる書類

●印は、加算をとる場合に必要となる書類（加算がとれなくなる場合は不要）

注1) 人員変更は特例措置があります。詳しくは、介護保険指導第一グループHP又は事業者講習会資料を参照してください。

注2) 同一法人に複数の事業所がある場合は、事業所一覧を添付し、高齢福祉課及び2福祉相談センターのうち、関係する全機関に届けてください。

(3) 通常規程に兼務開業の記載がある場合
通常規程に兼務開業の記載があるときは、通常規程の当該部分を変更する必要があります。

注3) 連絡規程に兼務関係の記載がある場合、兼務関係に変更が加えられたときは、連絡規程を変更する。

注5) 休止届は、やむをえず人員基準等を満たなくなってしまったが、法人として事業継続の意思がある場合に行なう届出（最長6か月）であり、状況によっては、休止届に該当しない場合もありますので十分検討してください。

注6) 法人の代表者又は管理者を変更する場合は「2.変更の内容」に法人代表者又は管理者の氏名(ふりがな記載)、生年月日、郵便番号、住所を必ず記載!

注6) 法人の代表者又は管理者を変更する場合は「3 変更の内容」に法人代表者又は管理者の氏名(ふりがな記載)、生年月日、郵便番号、住所を必ず記載してください。
注7) 市都を超える移転の場合は面団相談の上、変更日の前々月末日までに変更届を提出してください。なお場合によって追加資料を求めることがあります。

3) 別添4の作成にあたっては、根拠資料（職員の氏名・入職年月日等）

変更・廃止・休止・再開・加算における必要な添付書類一覧（訪問リハ・介護予防訪問リハ）

※下記一覧はあくまで参考であり、条件によって追加の書類が必要となる場合もあります

△印は、変更がある場合にのみ必要となる書類

●印は、加算をとる場合に必要となる書類（加算がとれなくなる場合は不要）

	法人に関する変更	事業所に関する変更								加算						休止	再開	廃止	
		運営規程				介護給付のみ				高齢者虐待防止措置実施	業務継続計画策定	口腔連携強化加算	特別地域加算	中山間地域の小規模事業所	サービス提供体制強化加算				
チェック↓	法人の名称・所在地・代表者	法人の電話番号・FAX番号	事業所の電話番号・FAX番号	専事業所又は施設の建物の構造・管理者に関する変更	事業所の名称	事業所の所在地	営業日・営業時間	従業員の変更	利用料	通常の実施地域	※るネトリハ Iシ脱ジ加ハ F明メ算ビ E開連加算 Iトリテ Iシヨン Iテン Iマ Iシヨジ Iニンメ Iヤマン	移行支援加算							
	変更があった事項															休止	休止から再開	事業の廃止	
	提出書類																		
	変更届出書（様式第1号(5)）	○ 注6	○	○	○	○ 注6	○	○ 注7	○	○ 注1	○	○					△		
	法人の登記事項証明書の写し	○																	
	事業所一覧（参考様式10）	○ 注2	○ 注2																
	運営規程の新旧対照表（参考様式11）					○	○	○	○ 注1	○	○						△		
	運営規程					○	○	○	○ 注1	○	○						△		
	「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」 (標準様式1)【変更日から4週間分】 ※他の事業所に兼務の場合は、「兼務先及び兼務する職種の内容」の欄に「兼務先、職務の内容、週時間」を記載				○ 注3 注4			○	○ 注1								○		
	辞令、雇用契約書、労働条件通知書又は給与台帳の写し等の雇用関係がわかるもの				○ 注4														
	資格証明書(写)(婚姻等により姓が異なる場合は、戸籍抄本等の確認ができる書類を添付)【合格証書は不可】								○ 注1										
	・事業所平面図(専用区画変更の場合は変更前も添付)			○		○													
	介護給付費算定に係る届出書（別紙2）										○	○	○	○	○	○	○		
	介護給付費算定に係る一覧表（別紙1-1、別紙1-2）※変更部分にのみ「あり」「なし」を記載すること										○	○	○	○	○	○	○		
	サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙14-2）																●		
	訪問リハビリテーション事業所における移行支援加算に係る届出（別紙20）												●						
	移行支援加算計算書(別添22)												●						
	口腔連携強化加算に関する届出書（別紙11）													●					
	中山間地域の小規模事業所（規模）（別添13）														●				
	休止届出書（様式第1号(7)）															○ 注5			
	・事業再開に向けての取組状況を記載した書類（任意様式） ・利用者の引継状況が分かる書類（任意様式） ・休止および廃止における誓約書（参考様式13） ・職員の募集広告等															○ 注5			
	再開届出書（様式第1号(6)）																○		
	廃止届出書（様式第1号(7)）																○		
	・利用者の引継状況が分かる書類（任意様式） ・休止および廃止における誓約書（参考様式13） ・指定（更新）通知書の原本（みなし指定を除く）																○		

注1) 人員変更是特例措置があります。詳しくは、介護保険指導第一グループHP又は事業者講習会資料を参照してください。

注2) 同一法人に複数の事業所がある場合は、事業所一覧を添付し、高齢福祉課及び2福祉相談センターのうち、関係する全機関に届出してください。

注3) 運営規程に兼務関係の記載がある場合、兼務関係に変更があったときは、運営規程の当該部分を変更する必要があります。

注4) 住所及び氏名（婚姻等による）の変更の場合は、添付する必要はありません。

注5) 休止届は、やむをえず人員基準等を満さなくなってしまったが、法人として事業継続の意思がある場合に行なう届出（最長6か月）であり、状況によっては、休止届に該当しない場合もありますので十分検討してください。

注6) 法人の代表者又は管理者を変更する場合は「3変更の内容」に法人代表者又は管理者の氏名（ふりがな記載）、生年月日、郵便番号、住所を必ず記載してください。

注7) 市町を超える移転の場合は団面相談の上、変更日の前々月末日までに変更届を提出してください。なお場合によって追加資料を求めることがあります。

※届出書の控え（コピー）は必ず事業所で保管してください。

変更・廃止・休止・再開・加算における必要な添付書類一覧（通所介護）

※下記一覧はあくまで参考であり、条件によって追加の書類が必要となる場合もあります。

△印は、変更がある場合にのみ必要となる書類

注1) 人員変更は特例措置があります。詳しくは、介護保険指導第一グループHP又は事業者認定会資料を参照してください。

高齢福祉課及び2福祉相談センターのうち、関係する全機関に届けてください。

(注3) 運営規程に兼務關係の記載がある場合、兼務關係に変更があったときは、運営規程の当該部分を変更する必要があります。

注4) 連絡欄性に兼物関係の記載がある場合、兼物関係に変更があったことは、連

注5) サービス提供日及びサービス提供時間に変更がない場合は、添付する必要はありません。

注(6) 定員減の場合は、添付する必要がありますません。

注7) 休止届は、やむをえず人員基準等を満さなくなってしまったが、法人として事業継続の意思がある場合に行なう届出（最長6ヶ月）であり、状況によつては、この届出を提出する前に、他の方法で事業の休止を知らせるべきである。

（原文）本章開頭的「修辭」或「修辭學」，應該要再擴大一些才對。從上文看來，「修辭」並非單

注8) 事業所又は施設の建物の構造・専用区画等が変わらない変更・休止・廃止
注9) 全管路又は部分管路を管内に通じる場合に提出する旨に

注9) 介護職員等待遇改善加算を算定している場合に提出してください。
注10) 介護職員等の賃金改定額は、該職員の賃金改定額を算出する際の給与水準

注10) 介護保険指導第一グループのHP、「変更及び加算の届出について」の該当箇所をご覧ください。

注11) 法人の代表者又は管理者を変更する場合は「3変更の内

¹⁰ 第二、三、四、五章參照歐洲研究者所著《中古西歐社會》(中譯本)、《中古西歐社會》(英譯本)、《中古西歐社會》(法譯本)、《中古西歐社會》(德譯本)。

変更・廃止・休止・再開・加算における必要な添付書類一覧（通所リハビリ・介護予防通所リハビリ）

※下記一覧はあくまで参考であり、条件によって追加の書類が必要となる場合もあります

△印は、変更がある場合にのみ必要となる書類
●印は、加算をとる場合に必要となる書類（加算がとれなくなる場合は不要）

チ エ ック ↓	法人に関する変更		事業所に関する変更										加算										休止	再開	廃止						
			運営規程					通所リハ					new					LIFE開設加算 注14													
	法人の名称・所在地・代表者	法人の電話番号・FAX番号	事業所の名前	事業所又は施設の建物の構造・専用区画	管理者に関する変更	事業所の所在地	通常の実施地域	事業所規模の区分	事業日の変更	利用者の定員の変更	営業時間・サービス提供時間の変更	利用料	従業員の変更	時間延長サービス体制	リハビリテーション提供体制	入浴介助体制	高齢者虐待防止措置実施	一般的サービス提供加算	移行支援加算	中重度者ケア体制加算	・認知症短期集中リハビリテーションマネジメント加算	・認知症短期集中リハビリテーションマネジメント加算	・認知症短期集中リハビリテーションマネジメント加算	・若年性認知症対応加算	・若年性認知症対応加算	口腔機能向上体制	科学的介護推進体制	サービス提供体制強化加算 I	サービス提供体制強化加算 II	サービス提供体制強化加算 III	
提出書類	変更があった事項																														
変更届出書（様式第1号(5)）	○注10	○	○	○	○注10	○	○注11	○	○	○	○注1	○	○	○	○	○	△注12												△		
法人の登記事項証明書の写し	○																														
事業所一覧（参考様式10）	○注2	○注2																													
運営規程の新旧対照表（参考様式11）								○	○	○	○	○	○注1	○	○	○	○	△注12										△			
運営規程								○	○	○	○	○	○注1	○	○	○	○	△注12										△			
「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」（標準様式1）【変更日から適用分】 ※他の事業所に兼務の場合は、「兼務先及び兼務する施設の内容」の欄に「兼務先、職務の内容、運営時間」を記載					○注3 注4			○	○注5 注6	○	○注1				●	●											○				
評合、雇用契約書、労働条件通知書又は給与合規の零し等の雇用関係がわかるもの		○注4																													
資格証明書（写）（婚姻状により姓が異なる場合は、戸籍抄本等の確認ができる書類を添付）【台格証書は不可】													○注1																		
利用料の積算が分かるもの（任意様式）											○																				
・事業所の平面図（専用区画変更の場合は変更も添付）		○		○	○注6										○																
介護給付費算定に係る届出書（別紙2）														○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
介護給付費算定に係る一覧表（別紙1-1・別紙1-2） ※変更部分にのみ「あり」「なし」を記載すること													○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
通所リハビリテーションの算定区分確認表（別紙6）													○																		
感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価 届出様式（別紙27）													●																		
サービス提供体制強化加算届出書（別紙14-3）																															
サービス提供体制強化加算I計算書（別紙5-1）																												●	注13		
サービス提供体制強化加算II計算書（別紙5-2）																													●	注13	
サービス提供体制強化加算III計算書（別紙5-3）																														●	注13
中重度者ケア体制加算に係る届出書（別紙22）																															
利用者の割合に関する計算書（中重度者ケア体制加算）（別紙22-2）																															
通所リハビリテーション事業所における移行支援加算に係る届出（別紙24）																															
移行支援加算計算書（別紙22）																															
休止届出書（様式第1号(7)）																															
・事業再開に向けての取組状況を記載した書類（任意様式） ・利用者の引継ぎ状況が分かる書類（任意様式） ・休止および廃止における誓約書（参考様式13） ・職員の募集広告等																															
再開届出書（様式第1号(6)）																															
廃止届出書（様式第1号(7)）																															
・利用者の引継ぎ状況が分かる書類（任意様式） ・休止および廃止における誓約書（参考様式13） ・指定（更新）通知書の原本（みなし指定を除く）																															
・介護職員等処遇改善加算実績報告書の提出に関する誓約書（参考様式14）																															

注1) 人員変更是特例指針があります。詳しくは、介護保険指導第一グループHP又は事業者講習会資料を参照してください。

注2) 同一法人に複数の事業所がある場合は、事業所一覧を添付し、高齢福祉課及び2種社相談センターのうち、関係する全機関に提出してください。

注3) 運営規程に業務關係の記載がある場合、業務關係に変更があったときは、運営規程の当該部分を変更する必要があります。

注4) 住所及び氏名（婚姻等による）の変更の場合は、添付する必要はありません。

注5) 必要時間に変更がない場合は、添付する必要はありません。

注6) 定員減の場合は、添付する必要はありません。

注7) 休止届は、必ずえず人員基準等を満さなくなってしまったが、法人として事業継続の意思がある場合に行なう届出（最長6か月）であり、状況によっては、休止届に該当しない場合もありますので十分検討してください。

注8) 介護職員等処遇改善加算を算定している場合に提出してください。

注9) 法人の代表者又は管理者を変更する場合は、「3変更の内容」に法人代表者又は管理者の氏名（ありがな記載）、生年月日、郵便番号、住所を必ず記載してください。

注10) 市都を超える移転の場合は面接相談の上、変更日の前々月末日までに変更届を提出してください。なお場合によって追加資料を求めることがあります。

注11) 加算欄に合わせて新たに入浴サービスを開始する場合に添付が必要です。

注12) 別紙5-1, 5-2, 5-3の作成にあたっては、根拠資料（介護職員の氏名・資格取得日・入職日等の一覧、資格証等）を作成・保管してください。この根拠資料は添付不要ですが、県からの求めがあった場合には、速やかに提出してください。

注13) 別紙5-1, 5-2, 5-3の作成にあたっては、根拠資料（介護職員の氏名・資格取得日・入職日等の一覧、資格証等）を作成・保管してください。この根拠資料は添付不要ですが、県からの求めがあった場合には、速やかに提出してください。

注14) 厚生労働省への情報の提出を要件とする加算を取得する場合、LIFEへの登録を行うとともに、「介護給付費算定に係る一覧表（別紙1-1, 1-2）」で「LIFEへの登録：あり」を黒に届け出る必要があります。

*届出書の控え（コピー）は必ず事業所で保管してください

注9

○注7

○

○

○

○注8

○注8

変更・廃止・休止・再開・加算における必要な添付書類一覧（福祉用具貸与・販売、介護予防福祉用具貸与・販売）

※下記一覧はあくまで参考であり、条件によって追加の書類が必要となる場合もあります

△印は、変更がある場合にのみ必要となる書類

●印は、加算をとる場合に必要となる書類（加算がとれなくなる場合は不要）

チェック↓	提出書類	法人に関する変更		事業所に関する変更										加算		休止	再開	廃止	事業の廃止
		法人の名称・所在地・代表者	法人の電話番号・FAX番号	事業所の電話番号・FAX番号	事業所又は施設の建物の構造・管理者に関する変更	事業所の名称	事業所の所在地	営業日・営業時間	従業員の変更	利用料	通常の実施地域	消毒保管方法の変更（委託先変更を含む）	取り扱う種目	業務継続計画策定	中山間地域の小規模事業所	休止	休止から再開	廃止	
	変更があった事項																		
	変更届出書（様式第1号(5)）	○注8	○	○	○	○注8	○	○注9	○	○注1	○	○	○					△	
	法人の登記事項証明書の写し	○																	
	事業所一覧（参考様式10）	○注2	○注2																
	運営規程の新旧対照表（参考様式11）					○	○	○	○注1	○	○	○	○					△	
	運営規程					○	○	○	○注1	○	○	○	○					△	
	料金表・パンフレット								○				○					△	
	「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」（標準様式1） 【変更日から4週間分】 ※他の事業所に兼務の場合は、「兼務先及び兼務する職種の内容」の欄に「兼務先、職務の内容、週時間」を記載				○注3 注4			○	○注1									○	
	辞令、雇用契約書、労働条件通知書又は給与台帳の写し等の雇用関係がわかるもの				○注4														
	資格証明書（写）（婚姻等により姓が異なる場合は、戸籍抄本等の確認ができる書類を添付）【合格証書は不可】								○注1										
	・事業所の平面図（専用区画変更の場合は変更前も添付） ・主たる場所の写真			○		○							○注5						
	委託契約書（写）												○注6						
	標準作業書												○						
	介護給付費算定に係る届出書（別紙2）													○	○				
	介護給付費算定に係る一覧表（別紙1-1・別紙1-2） ※変更部分にのみ「あり」「なし」を記載すること													○	○				
	中山間地域の小規模事業所（規模）（別添13-2）													●					
	休止届出書（様式第1号(7)）														○注7				
	・事業再開に向けての取組状況を記載した書類（任意様式） ・利用者の引継状況が分かる書類（任意様式） ・休止および廃止における誓約書（参考様式13） ・職員の募集広告等															○注7			
	再開届出書（様式第1号(6)）														○				
	廃止届出書（様式第1号(7)）															○			
	・利用者の引継状況が分かる書類（任意様式） ・休止および廃止における誓約書（参考様式13） ・指定（更新）通知書の原本															○			

注1) 人員変更是特例措置があります。詳しくは、介護保険指導第一グループHP又は事業者講習会資料を参照してください。

注2) 同一法人に複数の事業所がある場合は、事業所一覧を添付し、高齢福祉課及び2福祉相談センターのうち、関係する全機関に届出ください。

注3) 運営規程に兼務関係の記載がある場合、兼務関係に変更があったときは、運営規程の当該部分を変更する必要があります。

注4) 住所及び氏名（婚姻等による）の変更の場合は、添付する必要はありません。

注5) 消毒・保管について、自社で行っている場合は自社の保管場所について、委託により行っている場合は委託先の保管場所について添付してください。

注6) 消毒・保管について、委託により行っている場合に添付してください。

注7) 休止届は、やむをえず人員基準等を満さなくなってしまったが、法人として事業継続の意思がある場合に行なう届出（最長6か月）であり、状況によっては、休止届に該当しない場合もありますので十分検討してください。

注8) 法人の代表者又は管理者を変更する場合は「3変更の内容」に法人代表者又は管理者の氏名（ふりがな記載）、生年月日、郵便番号、住所を必ず記載してください。

注9) 市郡を超える移転の場合は面接の上、変更日の前々月末日までに変更届を提出してください。なお場合によって追加資料を求めることがあります。

※届出書の控え（コピー）は必ず事業所で保管してください

変更・廃止・休止・再開・加算における必要な添付書類一覧（短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護）

※下記一覧はあくまで参考であり、条件によって追加の書類が必要となる場合もあります

△印は、変更がある場合にのみ必要となる書類

●印は、加算をとる場合に必要となる書類（加算がとれなくなる場合は不要）

注1) 人気夏ギフト特例措置があります。詳しくは、介護保険制度第一グループHP又は事業者連絡会資料を参照してください。

注2) 同一法人に複数の事業所がある場合は、各事業所に本規則を適用する旨を添付し、厚生労働省の認可を受けた後、厚生労働省に届け出る。

注(3) 運営規程に業務関係の記載がある場合、業務関係に変更があったときは、運営規程の当該部分を変更する必要があります。

注4) 住所及び氏名（婚姻等による）の変更の場合は、添付する必要はありません。

注5) 定員減の場合は、添付する必要はありません。

注6) 休止届は、やむをえず人員基準等を満さない

（注）本問題は、「セイセキスルアーリング等をもつて、運営を行なうが、個人として事業活動の意思がある場合に行なう商店（販賣店等）では、実務にむかって、本問題に該当する。場合もあらまうので十分方針してください。

注7) 介護職員等処遇改善加算を算定している場合に提出してください。
注8) 全職種指標第一グループのH.R. 「率更及び加算の提出について

注8) 介護保険指導第一グループのHP、「変更及び加算の届出について」の該当箇所

注9) 法人の代表者又は管理者を変更する場合は「3変更の内容」に法人代表者又は管理者の氏名(ふりがな)を記入して下さい。

市都を超える移転の場合は面団相談の上、更夏の前々月末までに更夏届を提出してください。なお場合によって追加資料を求めることがあります。

(注11) 別添7、8、9の作成にあたっては、根拠資料（介護職員の氏名・資格取得日・入職日等の一覧、資格証等）を作成・保管してください。この根拠資料は添付してください。

※届出書の控え（コピー）は必ず事業所で保管してください。

※届出書の控え（コピー）は必ず事業所で保管してください

変更・廃止・休止・再開・加算における必要な添付書類一覧（短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護）

*下記一覧はあくまで参考であり、条件によって追加の書類が必要となる場合もあります。

△印は、変更がある場合にのみ必要となる書類
●印は、加算をとる場合に必要となる書類（加算がとれなくなる場合は不要）

注1) 人員変更は特例措置があります。詳しくは、介護保険指導第一グループHP又は事業者講習会資料を参照してください。

注2) 同一法人に複数の事業所がある場合は、事業所一覧を添付し、高齢福祉課及び2福祉相談センターのうち、関係する全機関に届けてください。

注3) 運営規程に兼務関係の記載がある場合、兼務関係に変更があったときは、運営規程の当該部分を変更する必要があります。

注4) 住所及び氏名(婚姻等による)の変更の場合は、添付する必要はありません。

注5) 定量減の場合は、添付する必要はありません。

注) 休止履歴の項目は、やむをえず人事基盤等を直さなくなってしまったが、法人として事業継続の意思がある場合に行なう届出(最長6ヶ月)であり、状況によっては、休止履歴に該当しない場合もありますので十分検討してください。

注6) 休正届は、やむをえず入退室等を漏さなくなってしまったが、がんばった。注7) 介護職員等の待遇改善加算を算定している場合に提出してください。

注 8) 介護職員等待遇改善加算を算定している場合に提出してください。

注8) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ)又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ)を算定する場合もしくは、病院・診療所における短期入所療養介護である場合は、提出不要

注9) 介護保険指導第一グループのHP、「変更及び加算の届出について」の該当箇所をご覧ください。

注10) 法人の代表者又は管理者を変更する場合は、「3変更の内容」に法人代表者又は管理者の氏名(ふりがな記載)、生年月日、既便番号、住所を必ず記載してください。

注11) 市郡を超える移転の場合は四面相談の上、変更日の前々月末日までに変更届を提出してください。なお場合によって追加資料を求めることがあります。

注12)別添7、8、9の作成にあたっては、根拠資料(介護職員の氏名・資格取得日・入職日等の一覧、資格証等)を作成・保管してください。この根拠資料は添付不要ですが、県からの求めがあった場合には、速やかに提出してください。

※図書の複数（コピー）は必ず事業所で保管してください。

※届出書の控え（コピー）は必ず事業所で保管してください

変更・廃止・休止・再開・加算における必要な添付書類一覧（居宅療養管理・介護予防居宅療養管理）

※下記一覧はあくまで参考であり、条件によって追加の書類が必要となる場合もあります

△印は、変更がある場合にのみ必要となる書類

●印は、加算をとる場合に必要となる書類（加算がとれなくなる場合は不要）

	法人に関する変更	事業所に関する変更								加算			休止	再開	廃止
		運営規程								中山間地域の小規模事業所	医療用麻薬持続注射療法加算	在宅中心静脈栄養法加算			
チェック ↓	提出書類	法人の名称 ・所在地 ・代表者	法人の電話番号 ・FAX番号	事業所の電話番号 ・FAX番号	用事業所又は施設の建物の構造・専 管 理 者 に 關 する 變 更	事業所の名称	事業所の所在地	営業日・営業時間	従業員の変更	利用料	通常の実施地域	特別地域加算			
	変更があった事項														
変更届出書（様式第1号(5)）	○ 注6	○	○	○	○ 注6	○	○ 注7	○	○ 注1	○	○				△
法人の登記事項証明書の写し	○														
事業所一覧（参考様式10）	○ 注2	○ 注2													
運営規程の新旧対照表（参考様式11）						○	○	○	○ 注1	○	○				△
運営規程						○	○	○	○ 注1	○	○				△
「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」（標準様式1) 【変更日から4週間分】 ※他の事業所に兼務の場合は、「兼務先及び兼務する職種の内容」の欄に「兼務先、職務の内容、週時間」を記載					○ 注3 注4			○	○ 注1						○
辞令、雇用契約書、労働条件通知書又は給与台帳の写し等の雇用関係がわかるもの					○ 注4										
資格証明書(写)(婚姻等により姓が異なる場合は、戸籍抄本等の確認ができる書類を添付)【合格証書は不可】									○ 注1						
・事業所の平面図(専用区画変更の場合は変更前も添付)				○		○									
介護給付費算定に係る届出書（別紙2）												○	○	○	
介護給付費算定に係る一覧表（別紙1-1、別紙1-2） ※変更部分にのみ「あり」「なし」を記載すること												○	○	○	
中山間地域の小規模事業所（規模）（別添13-2）												●	●		
休止届出書（様式第1号(7)）														○ 注5	
・事業再開に向けての取組状況を記載した書類（任意様式） ・利用者の引継状況が分かる書類（任意様式） ・休止および廃止における誓約書（参考様式13） ・職員の募集広告等														○ 注5	
再開届出書（様式第1号(6)）															○
廃止届出書（様式第1号(7)）															○
・利用者の引継状況が分かる書類（任意様式） ・休止および廃止における誓約書（参考様式13） ・指定通知書の原本（みなし指定を除く）															○

注1) 人員変更是特例措置があります。詳しくは、介護保険指導第一グループHP又は事業者講習会資料を参照してください。

注2) 同一法人に複数の事業所がある場合は、事業所一覧を添付し、高齢福祉課及び2福祉相談センターのうち、関係する全機関に届出てください。

注3) 運営規程に兼務関係の記載がある場合、兼務関係に変更があったときは、運営規程の当該部分を変更する必要があります。

注4) 住所及び氏名（婚姻等による）の変更の場合は、添付する必要はありません。

注5) 休止届は、やむをえず人員基準等を満さなくなってしまったが、法人として事業継続の意思がある場合に行なう届出（最長6か月）であり、状況によっては、休止届に該当しない場合もありますので十分検討してください。

注6) 法人の代表者又は管理者を変更する場合は「3変更の内容」に法人代表者又は管理者の氏名（ふりがな記載）、生年月日、郵便番号、住所を必ず記載してください。

注7) 市郡を超える移転の場合は面接相談の上、変更日の前々月末日までに変更届を提出してください。なお場合によって追加資料を求めることがあります。

*届出書の控え（コピー）は必ず事業所で保管してください

変更・廃止・休止・再開・加算における必要な添付書類一覧（特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護）

※下記一覧はあくまで参考であり、条件によって追加の書類が必要となる場合もあります。

△印は、変更がある場合にのみ必要となる書類

※1) 「指定特定施設入居者生活介護指定変更申請書(様式第1号(3))」は、変更申請のため、事前提出が必要です。

*2) 「介護老人保健施設等の登録並びに届け出について」について、混合型特定施設入居者生活介護を行う有料老人ホーム、養護老人ホームのうち、老人福祉法の規定に基づき当該施設が平成18年3月31日時点で届け出ている施設定員数の範囲内で定員増を行う場合は、添付する必要があります。

注1) 人員変更是特例措置があります。詳しくは、介護保険指導第一グループHP又は事業者講習会資料を参照してください。

注2) 同一法人に複数の事業所がある場合は、事業所一覧を添付し、高齢福祉課及び2福祉相談センターのうち、関係する全機関に届けてください。

注3) 運営規程に兼務関係の記載がある場合、兼務関係に変更があったときは、運営規程の当該部分を変更する必要があります。

注4) 短期利用特定施設の届出は、加算届と変更届（運営規程の変更）を同時にに行ってください

注5) 住所及び氏名(婚姻等による)の変更の場合は、添付する必要はありません。

注6) 定員減の場合は、添付する必要はありません。

注7) 休止権は、ゆめをくずし人権基権を達成しなくなってしまったが、法人として事業継続の意思がある場合に行なう権利(監査6か目)であり、状況によっては、休止権に該当しない場合もありますので十分検討してください。

第二回 全體點検結果報告書に提出する際の留意点

注8) 介護職員等処遇改善加算を算定している場合に提出してください。

注9) 介護保険指導第一グループのHP、「変更及び加算の届出について」の該当箇所をご覧ください。

注10) 法人の代表者又は管理者を変更する場合は「3 变更の内容」に法人代表者又は管理者の氏名(ふりがな記載)、生年月日、郵便番号、住所を必ず記載してください。

注11) 市都を超える移転の場合は面面相談の上、変更日の前々月末日までに変更届を提出してください。なお場合によって追加資料を求めることがあります。

注12) 別添10, 11, 12の作成にあたっては、根拠資料（介護職員の氏名・資格取得日・入職日等の一覧、資格証等）を作成・保管してください。

変更・加算・休止・再開・廃止における必要な添付書類一覧（介護医療院）

*下記一覧はあくまで参考であり、条件によって追加の書類が必要となる場合もあります。

△印は、変更がある場合にのみ必要となる書類
●印は、加算をとる場合に必要となる書類（加算がとれなくなる場合は不要）

*「介護医療院開設許可事項変更許可申請書（様式第1号(9)）」及び「介護医療院管理者承認申請書（様式第1号(10)）」は許可申請のため、事前に提出が必要です。また、提出部数も2部となりますのでご注意ください。

（注1）管理者を変更する場合は、住所、氏名（離婚等による）及び業務関係の変更の場合を除き、あらかじめ承認を受けた後、変更届を提出してください。

注2) 人員変更は特例措置があります。詳しくは、介護保険指導第一グループHP又は事業者講習会資料を参照してください。

注3) 登記事項証明書の内容に変更がある場合は、登記事項証明書(写)を添付してください。

注4) 住所、氏名(婚姻等による)及び兼務關係の変更の場合は、久慈事務所の誓約書を添付する必要があります。

^{注5)} 同一法人に複数の事業所がある場合は、事業所一覧を添付し、事業所別に該当する年次報告書を提出する。

注(6) 運営規程に兼務関係の記載がある場合、兼務関係に変更があったときは、運営規程の当該部分を変更する必要があります。

注7) 住所等に姓氏(姓氏等による)の変更の場合は、添付する必要があります。

注8) 休止床は、やむをえず人道基準を満たさなくなってしまったが、法人として事業継続の意思がある場合に行なう届出（最長6ヶ月）であり、状況によっては、休止届に該当しない場合もありますので十分検討してください。

注9) 外部収支等通過収支加算を算定している場合に提出して下さい。
注10) 痢差選擇基準のうち、痢差率に係る届出を行う場合に提出して下さい。